



熊本県公報

号外 第 3 8 号
平成 28 年 3 月 31 日 (木)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県税条例等の一部を改正する条例…………… (税務課) 2

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

1 熊本県税条例の一部改正【第1条】

(1) 事業税

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円を超える普通法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る事業税の税率は、次のおりとする。 (第41条、附則第18条関係)

ア 付加価値割 100分の1.2 (現行100分の0.72)

イ 資本金割 100分の0.5 (現行100分の0.3)

ウ 所得割

(ア) 所得のうち年400万円以下の金額 100分の1.9 (現行100分の3.1) (地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の0.3 (現行100分の1.6))

(イ) 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の2.7 (現行100分の4.6) (地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の0.5 (現行100分の2.3))

(ウ) 所得のうち年800万円を超える金額 100分の3.6 (現行100分の6) (地方法人特別税創設に伴う特例適用後100分の0.7 (現行100分の3.1))

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第7条関係)

(3) 自動車取得税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が取得する附則第8条の2の3に規定する路線の運行の用に供する一般乗用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(附則第8条の3関係)

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、一定の要件を満たす車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした。(附則第8条の3関係)

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、一定の要件を満たす車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加することとした。(附則第8条の3の2関係)

(4) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のおり見直しを行うこととした。(附則第9条関係)

ア 環境負荷の小さい自動車

(ア) 次に掲げる自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減す

- ることとした。
- a 電気自動車
- b 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
- c プラグインハイブリッド自動車
- d ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上のもの
- e 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）
- (イ) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 27 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上のもの（(ア)d の適用を受ける自動車を除く。）について、税率のおおむね 100 分の 50 を軽減することとした。
- イ 環境負荷の大きい自動車
 - 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成 29 年度以後に限る。）に税率のおおむね 100 分の 15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについてはおおむね 100 分の 10）を重課する特例措置を講ずることとした。
 - (ア) ガソリン自動車又は LPG 自動車平成 16 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過した日の属する年度
 - (イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車平成 18 年 3 月 31 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過した日の属する年度
- 2 熊本県税条例等の一部を改正する条例の一部改正【第 2 条】
平成 28 年 4 月 1 日に施行することとされている資本金 1 億円超の普通法人の事業税及び地方法人特別税の標準税率に係る規定を削除することとした。（第 1 条、附則第 5 項関係）
- 3 熊本県税条例等の一部を改正する条例の一部改正【第 3 条】
所要の規定の整理を行うこととした。（第 1 条関係）
- 4 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第 4 条】
地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第 10 項関係）
- 5 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 から 4 までは、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 31 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

- 第 1 条 熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
- 第 4 1 条第 1 項第 1 号ア中「100 分の 0.72」を「100 分の 1.2」に改め、同号イ中「100 分の 0.3」を「100 分の 0.5」に改め、同号ウの表中「100 分の 3.1」を「100 分の 1.9」に、「100 分の 4.6」を「100 分の 2.7」に、「100 分の 6」を「100 分の 3.6」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「100 分の 0.72」を「100 分の 1.2」に改め、同号イ中「100 分の 0.3」を「100 分の 0.5」に改め、同号ウ中「100 分の 6」を「100 分の 3.6」に改める。
- 附則第 6 条の 7 第 1 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に、「第 59 条第 1 項第 1 号中」を「同号中」に、「においては」を「には」に改める。
- 附則第 7 条中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。
- 附則第 7 条の 2 中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 16 項」に、「附則第 7 条第 18 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改める。
- 附則第 8 条中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 16 項」に改める。
- 附則第 8 条の 3 第 1 項中「においては」を「には」に、「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同

項第5号ウ中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第16項」に改め、同号ウ(ア)中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の4第17項」に改め、同号ウを同号エとし、同号エの次に次のように加える。

ウ 車両の総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(平成28年軽油重量車基準)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率値が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第2項第2号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第7項」を「附則第9項」に改め、同号エを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両の総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率値が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第3項第1号ア中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両の総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率値が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の3の2第4項第1号ア中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両の総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率値が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の3の2第5項中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第8条の3の4第1項第7号中「附則第8条の3第2項第5号ウ」を「附則第8条の3第2項第5号エ」に改め、同条第2項第3号中「附則第8条の3の2第2項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の3の2第2項第2号エ又はオ」に改め、同条第3項第3号エ「附則第8条の3の2第3項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の3の2第3項第2号エ又はオ」に改め、同条第4項第3号中「附則第8条の3の2第4項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の3の2第4項第2号エ又はオ」に改める。

附則第9条第1項中「。次項において同じ」を削り、「次項及び第3項第3号」を「次項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第2号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものであっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で省令附則第5条の2第1項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)」に、「省令附則第5条の2第8項」を「同条第2項」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項に規定す

るものをいう。)」を加え、同項第 4 号中「エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)に規定するエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」という。))」に、「平成 17 年窒素酸化物排出量削減率」を「道路運送車両法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第 5 条の 2 第 5 項に規定するもの(次項において「平成 17 年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に、「省令附則第 5 条の 2 第 9 項」を「同条第 6 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 5 条の 2 第 10 項」を「附則第 5 条の 2 第 7 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 5 条の 2 第 11 項」を「附則第 5 条の 2 第 8 項」に、「第 3 項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第 3 項とする。

第 101 条第 1 項第 1 号ア	7, 500 円	4, 000 円
	8, 500 円	4, 500 円
	9, 500 円	5, 000 円
	13, 800 円	7, 000 円
	15, 700 円	8, 000 円
	17, 900 円	9, 000 円
	20, 500 円	10, 500 円
	23, 600 円	12, 000 円
	27, 200 円	14, 000 円
	40, 700 円	20, 500 円
第 101 条第 1 項第 1 号イ	29, 500 円	15, 000 円
	34, 500 円	17, 500 円
	39, 500 円	20, 000 円
	45, 000 円	22, 500 円
	51, 000 円	25, 500 円
	58, 000 円	29, 000 円
	66, 500 円	33, 500 円
	76, 500 円	38, 500 円
	88, 000 円	44, 000 円
	111, 000 円	55, 500 円
第 101 条第 1 項第 2 号ア	6, 500 円	3, 500 円
	9, 000 円	4, 500 円
	12, 000 円	6, 000 円
	15, 000 円	7, 500 円
	18, 500 円	9, 500 円
	22, 000 円	11, 000 円
	25, 500 円	13, 000 円
	29, 500 円	15, 000 円
	4, 700 円	2, 400 円
	7, 500 円	4, 000 円
第 101 条第 1 項第 2 号イ	15, 100 円	8, 000 円
	8, 000 円	4, 000 円
	11, 500 円	6, 000 円
	16, 000 円	8, 000 円
	20, 500 円	10, 500 円
	25, 500 円	13, 000 円
	30, 000 円	15, 000 円
	35, 000 円	17, 500 円
40, 500 円	20, 500 円	

	6, 300 円	3, 200 円
	10, 200 円	5, 500 円
	20, 600 円	10, 500 円
第 101 条第 1 項第 3 号ア(ア)	12, 000 円	6, 000 円
	14, 500 円	7, 500 円
	17, 500 円	9, 000 円
	20, 000 円	10, 000 円
	22, 500 円	11, 500 円
	25, 500 円	13, 000 円
	29, 000 円	14, 500 円
第 101 条第 1 項第 3 号ア(イ)	26, 500 円	13, 500 円
	32, 000 円	16, 000 円
	38, 000 円	19, 000 円
	44, 000 円	22, 000 円
	50, 500 円	25, 500 円
	57, 000 円	28, 500 円
	64, 000 円	32, 000 円
第 101 条第 1 項第 3 号イ	33, 000 円	16, 500 円
	41, 000 円	20, 500 円
	49, 000 円	24, 500 円
	57, 000 円	28, 500 円
	65, 500 円	33, 000 円
	74, 000 円	37, 000 円
	83, 000 円	41, 500 円
第 101 条第 1 項第 4 号ア	4, 500 円	2, 500 円
	5, 500 円	3, 000 円
	6, 500 円	3, 500 円
	3, 900 円	2, 000 円
第 101 条第 1 項第 4 号イ	6, 000 円	3, 000 円
	7, 000 円	3, 500 円
	8, 500 円	4, 500 円
	5, 300 円	3, 000 円
第 101 条第 1 項第 5 号ア	12, 000 円	6, 000 円
	27, 500 円	14, 000 円
	17, 500 円	9, 000 円
	8, 500 円	4, 500 円
第 101 条第 1 項第 5 号イ	16, 000 円	8, 000 円
	23, 600 円	12, 000 円
	27, 600 円	14, 000 円
	31, 600 円	16, 000 円
	36, 000 円	18, 000 円
	40, 800 円	20, 500 円
	46, 400 円	23, 500 円
	53, 200 円	27, 000 円
	61, 200 円	31, 000 円
	70, 400 円	35, 500 円
	88, 800 円	44, 500 円
	36, 000 円	18, 000 円
	23, 500 円	12, 000 円
	11, 000 円	5, 500 円

第 101 条第 2 項第 1 号	3, 700 円	1, 800 円
	4, 700 円	2, 300 円
	6, 300 円	3, 200 円
第 101 条第 2 項第 2 号	5, 200 円	2, 600 円
	6, 300 円	3, 200 円
	8, 000 円	4, 000 円
第 101 条第 4 項	12, 000 円	6, 000 円
	14, 500 円	7, 500 円
	17, 500 円	9, 000 円
	20, 000 円	10, 000 円
	22, 500 円	11, 500 円
	25, 500 円	13, 000 円
	29, 000 円	14, 500 円

附則第 9 条第 7 項を削る。

附則第 18 条中「平成 27 年 4 月 1 日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「100 分の 3. 1」とあるのは「100 分の 1. 6」を「100 分の 1. 9」とあるのは「100 分の 0. 3」に、「100 分の 4. 6」を「100 分の 2. 7」に、「100 分の 2. 3」を「100 分の 0. 5」に、「100 分の 6」とあるのは「100 分の 3. 1」を「100 分の 3. 6」とあるのは「100 分の 0. 7」に改め、「第 41 条第 1 項第 2 号」とあるのは「附則第 18 条の規定により読み替えられた第 41 条第 1 項第 2 号」と、」を削る。

(熊本県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中熊本県税条例第 41 条の改正規定及び同条例附則第 18 条の改正規定を削る。

附則第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

第 3 条 熊本県税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年熊本県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち熊本県税条例第 26 条第 3 項の改正規定中「第 26 条第 3 項」を「第 26 条第 4 項」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項中「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 85 号）附則第 6 条第 3 項」を「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）附則第 5 条第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 4 条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第 41 条及び附則第 18 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 6 条の 7 から第 7 条の 2 まで及び第 8 条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 8 条の 3、第 8 条の 3 の 2 及び第 8 条の 3 の 4 の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 9 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 27 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。